

事務連絡
令和2年4月7日

別記 御中

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室
厚生労働省高齢者支援課
厚生労働省老健局振興課
厚生労働省老健局老人保健課

「介護サービス事業所に休業を要請する際の留意点について（その2）
（令和2年4月7日付事務連絡）」の送付について

平素より、厚生労働行政の推進につきまして、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議により公表された「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020年4月1日）において、「患者、利用者からの感染を防ぐため、感染が流行している地域においては、福祉施設での通所サービスなどの一時利用を制限（中止）する、入院患者、利用者の外出、外泊を制限（中止）する等の対応を検討すべきである。」とされたこと及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条に基づく緊急事態宣言が行われたことを踏まえ、介護サービス事業所に休業の要請等を行う際の留意点について、「介護サービス事業所に休業を要請する際の留意点について（その2）（令和2年4月7日付事務連絡）」を都道府県等宛てに発出し、周知しているところです。

貴会におかれましては、別紙の内容についてご了知いただくとともに、会員各位への周知についてご協力をお願いいたします。

【別紙】

「介護サービス事業所に休業を要請する際の留意点について（その2）」（令和2年4月7日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）

(別記)

公益社団法人 全国老人保健施設協会

一般社団法人 日本慢性期医療協会

日本介護医療院協会

公益社団法人 日本看護協会

公益財団法人 日本訪問看護財団

一般社団法人 全国訪問看護事業協会

一般社団法人 全国デイ・ケア協会

一般社団法人 日本訪問リハビリテーション協会

一般社団法人 日本リハビリテーション病院・施設協会

一般社団法人 日本言語聴覚士協会

一般社団法人 日本作業療法士協会

公益社団法人 日本理学療法士協会